

受水槽の規模に関わらず、ビル・マンション・病院等の建物で、市水道課から供給される水を受水槽に受けた後、利用者に給水する施設を「貯水槽水道」といいます。
 貯水槽水道の設備(配水管から分岐した給水装置、受水槽・高置水槽から各戸給水栓等)は、設置者の財産であり、適正な維持管理は設置者が行う必要があります。
 水道水の水質管理について、水道管によって運ばれてきた水は受水槽に入るまでは市水道課に管理責任がありますが、受水槽に入ってから、設置者(所有者または管理を委託されている者)が自らの責任で水質を管理する必要があります。

